

し平成19年8月1日から適用となり  
ます。  
新しい受給者証は7月下旬に  
送付します。(老人保健は、負  
担割合に変更のない方には送付  
しませんので、引き続きお持ち  
の医療受給者証をお使いくださ  
い)

「福祉・保健」についての問い合わせ、手続き先

福祉保健課 ☎ 0859 - 54 - 5207  
中山支所福祉課 ☎ 0858 - 58 - 6112  
大山支所福祉課 ☎ 0859 - 53 - 3136



伊藤 清さん

法務大臣より  
感謝状



金田千義さん

新しい  
人権擁護委員

人権擁護委員

本町の人権擁護委員(名  
和地区担当)として、7月  
1日付けで新たに金田千義  
さん(古御堂)が、法務大  
臣から委嘱されました。  
任期は3年間で、人権相  
談所を開設するなど人権啓  
発・普及の推進に努めてい  
ただきます。

6月30日に退職された伊  
藤清さん(富長東)には5  
期15年という長期間、人権  
擁護委員として自由人権思  
想の普及高揚に努めた功績  
に対し、法務大臣から感謝  
状が贈られました。

平成19年後期 農作業標準労働賃金協定表 (消費税総額表示)

作業名		協定額 (税込み)	摘要
稲刈	バインダー (10a当り)	7,900円	すみ刈りは、委託者で行う
	コンバイン (10a当り)	15,600円	1. カッター使用の場合は600円加算 2. 結束機使用の場合は2,200円加算 3. すみ刈りは、委託者で行う 4. 倒伏の場合は次のように加算する 5割~7割の倒伏 1割増 7割以上の倒伏 2割増
一般労務		800円	1時間当たり
ことうん 耕耘	耕耘機 トラクター (10a当り)	6,000円	農地の状況により適宜加算
稲脱穀	ハーベスター (10a当り)	7,500円	
堆肥	散布	2,200円	1. 1トン当たりの料金とする 2. 堆肥料金は別途料金とする

大山町農業委員会から平成19  
年後期農作業標準労働賃金協定  
額をお知らせします。期間は、  
平成19年8月~平成20年3月末  
までです。

大山町農業委員会  
☎ 0859・54・5206

農作業標準労働  
賃金協定額

この協定表は、全町の標準額  
です。地区によっては相違があ  
りますし、農地の状況によつて  
も異なりますので、標準労働賃  
金表を参考に話し合いにより決  
定してください。

◆問い合わせ先